


東京都計画地区計画 土支田中央地区地区計画 総括図 (練馬区決定)



変更箇所



凡例

用途地域図の記号

用途地域 → 敷地面積の最低限度 (㎡)
建ぺい率 (%) → 容積率 (%)
高度地区 → 最低限高度地区 (m)
日影規制 (時間) → 容積率 (%)
※用途地域・高度地区・防火地域等に関しては右表も参照して下さい。

用途地域 (特別用途地区)		高度地区	
一低	第一種低層住居専用地域	①	第1種高度地区
一中	第一種中高層住居専用地域	②	第2種高度地区
一住	第一種住居地域	17m①	17m 第1種高度地区
二住	第二種住居地域	17m②	17m 第2種高度地区
準住	準住居地域	17m③	17m 第3種高度地区
近商	近隣商業地域	20m②	20m 第2種高度地区
商業	商業地域	20m③	20m 第3種高度地区
準工	準工業地域	20m	20m 高度地区
特工	準工業地域 (特別工業地区)	25m②	25m 第2種高度地区
工業	工業地域	25m③	25m 第3種高度地区
		30m②	30m 第2種高度地区
		30m③	30m 第3種高度地区
		30m	30m 高度地区
		35m③	35m 第3種高度地区

防火地域等の指定

■ ■ ■	防火地域
■ ■	準防火地域
■ *	防火指定なし

風致地区

■ ■ ■	第2種風致地区
-------	---------

- 注意事項**
- 本図は、用途地域、特別用途地区 (= 特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、風致地区および都市計画道路の概略を示したものです。詳細については、以下の窓口へ備え置いた指定図で確認してください。
(1) 練馬区都市整備部都市計画課 (本庁舎 16 階)
(2) 東京都都市整備部都市づくり政策部都市計画課 (東京都庁本庁舎 21 階)
 - 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画図 2 (都市施設等)」をご覧ください。
(<http://www.city.nerima.tokyo.jp/>)
 - 最新の情報は、練馬区ホームページでもご覧いただけます。
(<http://www.city.nerima.tokyo.jp/>)
 - 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心線です。特殊式の指定 (帯状に道路等に指定されているもの) では、基本的に道路と地地の境界線から 20m です。30m のものは、「f-30m」の表示があります。
 - 赤の線は用途地域等の境界です。赤の太線は、防火地域です。

